

五監公告第3号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成27年2月19日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類
定期監査
2. 措置を講じた対象課
生涯学習課
3. 監査の期間
平成26年11月28日～平成26年12月24日
4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 寺子屋事業の報償費の支出において、不適切な事務処理が見受けられた。今後、適正な事務処理に努められたい。	寺子屋コーディネーターへの謝礼は賃金に改めることといたしました。今後は、五泉市臨時職員に関する規則に基づき適正な事務処理に努めてまいります。
② 職員の時間外勤務において、時間外勤務命令及び週休日の振替事務に不適切な事務処理が見受けられた。今後、適正な事務処理に努められたい。	時間外勤務命令簿等の記載内容について確認を徹底し、今後は、五泉市職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理に努めてまいります。
③ さくらんど会館の施設等使用料の収入事務において、五泉市会計事務規則に基づかない事務処理が見受けられた。今後、適正な事務処理に努められたい。	五泉市会計事務規則を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。